大東市地域包括支援センター運営方針

Ⅰ．地域包括支援センター設置の目的

大東市地域包括支援センター（以下「センター」）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置する。

Ⅱ．運営方針の策定について

センターの運営について、本市の総合介護計画に掲げる目標又は国等の動向を踏まえ、センターの運営上の基本的な考え方、包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び地域の実情に応じて運営協議会で必要であると判断された各種事業等の推進に関する指針を明確にし、センターの業務の円滑で効率的な実施のため、本運営方針を策定するものである。

Ⅲ．運営上の基本的視点

１．公正・中立性の確保

センターは大東市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。具体的には、みだりに法人名を名乗らないなど市民や介護保険サービス提供事業所から疑念を抱かれることのないよう努める。特定のサービスや特定の事業所の利用に偏らない事業運営のために、大東市地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとし、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図る。

＊同法人サービス利用率は２５％以下とする。

＊平成３１年度の予防プランの件数を基準とした１法人の予防プランの再委託率は１０％以下とする。

２．地域性の視点

センターは地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組み、地域に重層的な地域ケアネットワークの構築を目指す。

３．協働性の視点

センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員、リハビリテーション専門職（以下「リハビリ専門職」）の専門職種が各々に担当する主たる業務についても、相互に情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働しながら事業が実施できるようにする。

地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、社会資源、民生委員等の関係者と連携を図り活動する。

Ⅳ．基本的な運営方針

１．高齢者がいきいきと自分らしい生活を継続することができる支援

高齢者一人ひとりが自分らしい生活を継続するためには、可能な限り自立して生活できる期間を伸ばし、介護を要する期間を短くできるよう、予防的な関わりや支援が必要である。センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、早期に要援護高齢者を把握するとともにその者の持つ能力を引き出し、生活機能障害の改善を図り、高齢者自身の意思を尊重し、その人らしい生活を維持・改善できるように支援する。

２．地域におけるネットワークを活用し、高齢者が安心して暮らせることができる支援

高齢者が身近な地域の中で、安心して暮らし続けるためには、その時々に応じたさまざまな支援が必要である。センターは、医療・介護の事業所、医療・介護・福祉の専門職、さらには地域の高齢者を支援する団体や住民との顔の見える関係づくりを進め、社会資源の活用・創設とネットワークの構築により、一人ひとりの状況に合ったサービスや地域の活動につなげる支援を行う。

３．チームアプローチにより、包括的支援事業を実施

センターに配置された保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員、リハビリテーション専門職はそれぞれの専門性を発揮し、次に掲げる包括的支援業務等を行う。各専門職が相互に連携・協働し、それぞれの専門性を生かした視点で検討・協議を行い、チームアプローチにより、課題の解決や活動の推進に努める。

（１）包括的支援事業

①第１号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものは除く）

※包括的支援事業及び総合事業の双方に位置付け（地域支援事業実施要綱（平成１８年6月９日老発０６０９００１号厚生労働省老健局)）

②総合相談支援業務

③権利擁護業務

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

⑤在宅医療・介護連携推進事業

⑥生活支援体制整備事業(第２層生活支援コーディネーター)
⑦認知症総合支援事業
⑧地域ケア会議の実施

（２）地域包括支援センター運営業務に関連する事業等
①一般介護予防事業
②自立支援の理念の普及啓発

Ｖ．具体的な運営方針

１．包括的支援事業

（１）第１号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものは除く）

総合事業対象者等に対し、心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、総合事業の各種サービス、一般介護予防事業、市町村の独自事業及び多様な主体により提供される生活支援サービス等の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。(本事業は総合事業であり、かつ、包括的支援事業に位置づけられており、本事業に要した費用については、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）に要した経費としてではなく、総合事業の第１号介護予防支援事業に要した経費として計上することとされている。(地域支援事業実施要綱(平成18年６月９日老発０６０９００１号厚生労働省老健局))

センターのスタッフがプラン作成する場合は、新人の研修を目的に原則として新規ケースを３件のみ、期間は最長半年間とする。具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントについて」（平成２７年６月５日老振発０６０５第１号厚生労働省老健局振興課課長通知）、（大東市要綱）を参考にして実施すること。

また、介護予防ケアマネジメントでは住民主体の通いの場等の活用を推進すること。

（２）総合相談支援事業

寄せられる多様な相談内容について、的確に把握し、４職種が情報を共有し、速やかに対応を検討する。被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態を把握するとともに、地域の関係者、関係機関と連絡調整し、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。総合相談支援事業に付随する事業として、地域包括支援センターの専門職とつながるテレビ電話を市民にとって利便性の高い機関の窓口に設置し、運用を行う。

（３）権利擁護事業

①高齢者の虐待防止と相談支援

介護支援専門員やサービス事業所、医療機関などの関係者や民生委員児童委員などの地域の関係者からの通報・相談に潜む、高齢者の権利侵害を見落とさないよう、４職種が情報を共有し、早期発見・予防方法の構築に努める。また、虐待事象については、市と連携し、その現状から深刻な事態に陥らないよう問題解決を図るとともに、虐待防止のための啓発活動を積極的に行う。

②成年後見制度の周知と利用支援

認知症高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加などにより、自分では権利を守ることのできない高齢者が増加している。高齢者等が成年後見制度などの権利擁護に関する制度や事業を積極的に活用するための支援を行うとともに、成年後見センターや社会福祉協議会などの権利擁護に関する専門機関と連携し、啓発や周知活動を行う。

③消費者被害への相談支援

消費生活センターとの連携により、高齢者の消費者被害に関する相談支援を行うとともに、地域の高齢者への被害を防止するため、高齢者や地域の関係者への情報提供や周知活動を行う。

④権利擁護のためのスキルアップ

地域の高齢者の権利擁護に関する相談や支援を的確に実施できるよう、虐待や権利擁護に関する知識の習得に努めるとともに、市と連携し対応できるよう市が開催する会議への参加や、会議への事例の提出を通じて技能の向上に努める。

（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

①地域における包括的・継続的ケアネットワークの構築と多職種連携

援護や介護を要する高齢者に対して、自立を促し、包括的・継続的に支援が実施されるよう環境を整備する。医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスなど、身近な地域にあるすべての社会資源を活用し、支援できる体制のネットワークを構築する。

センターは、地域で顔の見える関係作りを行うとともに、市や関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築（切れ目のない医療・介護連携体制の構築、生涯現役を目指した介護予防の推進、多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり）に向け包括的・重層的なネットワークの構築に向けて取り組む。

②介護支援専門員への支援

認知症高齢者や独居高齢者、高齢者世帯の増加に伴い、多様な問題や複雑な問題を抱える支援困難事例が増加しており、そういった困難事例等に対しての個別支援や自立支援型ケアマネジメントのスキルアップを図るため、次の①～③の支援を行う。

（ア）個別相談の実施と支援困難事例への支援

センターは介護支援専門員からの個別相談を受けるとともに、介護支援専門員が抱える課題を把握することに努める。また、支援困難事例について、介護支援専門員が問題解決を図れるよう、４職種による多面的な視点で後方支援を行う。

（イ）自立支援の定義に則ったプランの作成およびマネジメント指導

地域ケア会議等への参加を通じて自立支援の視点を取り入れたケアプランの作

成についての指導や、自立支援マネジメント検討会等を開催しケアプランのアドバイスを実施する。

（ウ）介護支援専門員のネットワーク形成支援

介護支援専門員同士の情報交換の機会を設けるとともに、介護支援専門員自らが地域の関係者や関係機関とのネットワークを構築できるよう、大東市ケアマネジャー研究会、大東・四條畷 医療・介護連携推進協議会、地域ケア会議、自立支援マネジメント検討会等で支援を行う。

（５）在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携は、関係機関及び市民に対する退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で求められる。センターにおける医療面の対応を強化していくとともに、医療関係種、介護支援専門員、介護関係職といった多職種との連携を図る。また、市や医師会等多職種関係機関と協働で研修や会議を行い、連携の推進を図る。

医療介護連携相談窓口として医療介護に係る総合的な問い合わせに対応する。

（６）生活支援体制整備事業(第２層生活支援コーディネーター)

高齢者を支える地域づくりである生活支援・介護予防サービスの体制整備にあっては、多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動や、地域運営組織、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、民生委員・児童委員の多様な主体をネットワークでつなぎ、地域ニーズと多様な主体が行う取組みやサービスとのマッチング等によって、地域資源の開発、生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、確保等を積極的に進める。

各種取り組みにおいては第１層生活支援コーディネーターや地域ケア会議等と連携を図り、互助を基本とした生活支援・ 介護予防サービスが創出されるよう推進する。

（７）認知症総合支援事業

市では、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を進めている。センターにおいても、認知症に関する正しい知識の普及や見守りネットワークの構築に向け、地域の中で活動する。

①早期発見早期対応

認知症に係る総合相談窓口として問い合わせに応じる。受診の支援や適切なケアのアドバイス、家族への相談援助など、制度やサービスへのつなぎにとどまらず、４職種が協力して必要な支援を行う。

②認知症の普及・啓発

認知症サポーター養成講座・認知症ステップアップ講座の開催、大東元気でまっせ体操を実施している会場での講話、リーフレットの作成、広報活動等を通じて、認知症に関する正しい知識の周知啓発に努める。

③認知症カフェを開催する。

④初期集中支援チームとして、認知症の人とその家族を支援し自立生活のサポートを行う。

（８）地域ケア会議の実施

地域課題を把握し、資源開発と地域づくりを政策形成するための手段として、地域ケア会議等を実施する。小地域ケア会議から見えてきた課題をまとめ、包括担当エリア会議、実務担当者部会、課長級会議を開催するとともに、課題検討ワーキンググループを通して地域課題の解決策を検討していく。

要支援認定者および総合事業対象者へのケアマネジメントについて、大東市における自立支援の定義に則り、自立を促すプランの作成指導に向けて、市地域ケア会議を開催し、ケアマネジメントのスキルアップを図る。

２．地域包括支援センター運営業務に関連する業務等

（１）一般介護予防事業

高齢者が要介護状態となることを予防するために、市と協働して次の事業を実施する。

①介護予防普及啓発事業

高齢者ができるだけ自立して過ごせる期間を延ばせるよう、介護予防の考え方や、介護予防活動の展開について、介護予防相談会の実施など地域で普及啓発を行う。

②地域介護予防活動支援事業

総合相談支援や過去の実態把握等で収集した情報等の活用により、閉じ込もり等の原因や対策を考察し介護予防活動の構築につなげる。

住民の主体性を尊重し、介護予防に取り組む地域活動を支援し、活動拠点を増やし、地域づくりを行う。

（２）自立支援の理念の普及啓発

自立支援の理念について、地域の人が集まるさまざまな機会において周知活動を行う。

Ⅵ．その他

（１）市との連携強化

センターの活動は介護保険制度や老人福祉法に基づく事業などと日常的に深く関わっていることから、市の関係する部署との連携はもちろん、相談支援に当たっては、さまざまな問題を抱えるケースに対して、市の関係課との対応が必要となることから、市のセンター所管課を中心として、連携の強化を図る。

（２）職員のスキルアップ

センターは、高齢者の総合相談窓口であることから、相談技術や高齢者の自立支援を促すケアマネジメントに関する知識、地域で高齢者の見守りを進める地域マネジメント技術などの、必要な知識や技術を積極的に習得する。このため、市が開催する研修をはじめ、必要な知識や技術取得のための研修などに積極的に参加し、学んだ内容を職員間で共有し、常に全体のスキルアップに努める。

（３）個人情報の保護

相談支援に必要な個人情報については、市が管理する地域包括ケアシステムにより管理する。クライアントはパスワードによって管理するとともに、センター職員以外が取り扱うことはできない。

個人情報の取り扱いに当たっては、大東市個人情報保護条例（平成９年大東市条

例第４号）を遵守する。

（４）感染症や非常災害の発生時の対応について

地域包括支援センターの運営を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

（５）感染症の予防及びまん延の防止のための措置

地域包括支援センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。また、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、担当職員に対して感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。